

岡山市東区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置事業者募集要項

1 目的

岡山市では、市民サービスの向上に資するとともに、行政財産を活用した財源確保を目的として、岡山市東区役所庁舎内において地図情報等を掲載する情報案内機器を設置し、併せて広告事業を実施していただく事業者（以下「設置事業者」という。）を企画競争方式により募集します。

2 施設の概要

名称	岡山市東区役所庁舎
所在地	岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号
開庁時間	月曜日～金曜日（ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
参考数値※	区内の人口及び世帯数：人口 92,080 人 42,472 世帯

※令和 5 年 1 0 月末付け住民基本台帳人口

3 募集内容

(1) 業務名称

岡山市東区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置業務

(2) 設置場所（別紙 1「広告付地図情報等案内機器設置レイアウト図」参照）

岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号

岡山市東区役所庁舎 1 階エントランスホール

※施設の管理、運営上庁舎内の別の場所に移動を指示する場合があります。

(3) 業務内容

様式 2「岡山市東区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。

4 広告について

掲載する広告については、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準を遵守するとともに、掲載前に岡山市広告審査委員会で審査を行い、承認を得たもののみ掲載するものとする。

5 応募資格

応募事業者は、次に示す一定の要件を満たし、社会的信用及び実績を有する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び岡山市契約規則第 2 条第 1 項に該当する者でないこと。
- (2) 応募申込書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (3) 国税及び岡山市税を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 岡山市暴力団排除基本条例（平成 24 年市条例第 3 号）に定める暴力団若しくは暴力

- 団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 岡山市広告掲載基準第3条の規定に該当する者でないこと。
- (7) 官公庁における広告付きの地図情報等を掲載する情報案内機器等の行政情報提供機器に関する企画・製作及び設置の実績を有していること。

6 日程

岡山市東区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置業務事業者募集の日程は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

項 目	日 程
ホームページ公告掲載（募集要項等）	令和5年12月22日（金）～1月22日（月）
質疑書の受付	令和5年12月22日（金）～1月4日（木）
質疑書に対する回答	令和5年12月22日（金）～1月12日（金）
申込受付（企画提案書の提出）	令和6年1月22日（月）まで
プレゼンテーションの実施	令和6年2月1日（木）
協議・協定書締結	令和6年2月16日（金）
業務開始	令和6年4月1日（月）

7 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

8 募集に関する質疑の受付

募集内容に関する質疑の受付方法は、以下のとおりとする。

(1) 質疑書受付期限

令和6年1月4日（木）午後5時15分まで（必着）
受付期限を過ぎた質疑書は受け付けないため注意すること。

(2) 質疑書の提出方法

質疑書（様式9）により、ファックス又は電子メールで提出すること。收受を確認するため、送付した旨を本市担当者に電話連絡すること。（電話、口頭による質問は受け付けない。）

○ファックス：086-944-5080 ○電子メール：higashikusoumu@city.okayama.lg.jp

(3) 回答方法

令和6年1月12日（金）までに、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）に掲載します。

9 応募方法等

(1) 申込受付期限

令和6年1月22日（月）午後5時15分まで（必着）

(2) 申込受付場所

岡山市東区役所 総務・地域振興課（岡山市東区役所庁舎 2階）

(3) 申込方法

持参又は郵送により提出すること。 ※ファックスや電子メールによる提出は受理しません。

- ① 持参の場合
土日祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。
- ② 郵送の場合
一般書留、簡易書留及び配達記録郵便のいずれかの方法で送付すること。
※申込受付期間を過ぎて到着したもの及び一般書留、簡易書留及び配達記録郵便
以外の方法で郵送されたものは失格とする。

(4) 申込みに必要な書類

下記書類のうち⑩企画提案書を 9 部、それ以外の書類を 1 部提出してください。

- ① 岡山市東区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置事業者申込書（様式 3）
- ② 設置事業者の応募に係る誓約書（様式 4）
- ③ 広告事業の実績書（様式 5）
- ④ 印鑑証明書（発行後 3 か月以内のものに限る。）
- ⑤ 商業登記簿謄本の履歴事項全部証明書の写し（発行後 3 か月以内のものに限る。）
- ⑥ 会社概要（様式は任意）
- ⑦ 国税及び岡山市税を完納していることを示す証明書（発行後 3 か月以内のものに限る。）
- ⑧ 岡山市暴力団排除基本条例に係る誓約書（様式 6）
- ⑨ 価格提案書（様式 7）
- ⑩ 企画提案書（様式 8）（企画提案用説明資料 9 部を添付）

※企画提案書等については、「企画提案書に記載すべき内容（別紙 2）」を熟知した上で作成すること。

※企画提案用説明資料については、商標及びそれらが推測できる内容は記入しないこと。

(5) 価格提案書に記入する行政財産目的外使用料

- ① 行政財産目的外使用料は、岡山市財産条例（昭和 39 年市条例第 27 号）第 2 条第 2 項に基づき、本企画提案において最適な者として特定した者の提案した価格とする。

【参考】岡山市財産条例（昭和 39 年市条例第 27 号） ※抜粋
(行政財産の目的外使用料)

第 2 条 行政財産の使用を許可する場合の使用料は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし、提案内容に使用料の額を含む企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式をいう。）により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は最適な者として特定した者の提案した金額とする。この場合において、使用料の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める額を下回ってはならないものとする。

- ② 提案価格は、広告料（消費税及び地方消費税を含む。）を含んだ金額とすること。
 - ③ 提案価格については、20,830円/㎡に東区役所庁舎1階エントランスホールに設置する設置物全体の表示面積を乗じて得た額を最低価格とし、最低価格に達しない提案価格を記載した企画提案書は無効とする。
 - ④ 価格提案書（様式7）は、行政財産目的外使用料1年間の価格とし、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。
 - ⑤ 消費税率が引き上げられた場合、行政財産目的外使用料についても、引き上げられた消費税率に基づき算出し直した額を支払うものとする。
- (6) その他の留意点
- ① 上記の「(4) 申込みに必要な書類」提出後は修正及び加除は一切認められないため、本募集要項及び質疑に対する回答等を十分確認の上、提出すること。
 - ② 企画提案書用説明資料の様式は自由とし、サイズは原則A4とする。
 - ③ 本件の申込みに要する費用は、すべて応募者の負担とする。
 - ④ 企画提案書用説明資料に、提案した設置物全体の表示面積を記載すること。

10 事業者の特定について

(1) 審査体制

岡山市東区役所庁舎内広告付地図情報等案内機器設置業務取扱事業者特定委員会（以下「特定委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ① 特定委員会は、企画提案書等の提出書類及び提案者のプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行う。
- ② 特定委員会は、評価基準をもとに各委員100点満点で採点し、その合計点により最適提案者及び次順位の提案者を特定する。

ただし、一定の評価（合計満点の6割）に達する提案者がいない場合は、適切な事業者（提案者）なしとし、再募集を行うものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーション時間は1事業者につき15分以内とし、その後、審査委員による質疑応答を10分程度行う。

(4) 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	基準点
(1) 企画内容等	① 設置機器の仕様	10/100
	② 地図等情報案内の仕様	10/100
	③ 広告掲載の表示方法及び広告主選定の仕様	10/100
	④ 掲載情報の更新、機器の保守管理体制	5/100
	⑤ その他提案(市民サービス向上、周囲との調和等)	10/100
(2) 業務遂行能力	⑥ 同種業務の実績	10/100
	⑦ 準備作業を含む業務全体のスケジュール	5/100
	⑧ 問い合わせ等への対応体制及び方法	10/100
(3) 行政財産目的外使用料	⑨ 市へ支払う行政財産目的外使用料（年額）	30/100

1.1 選定結果の通知

最適な提案者に対し提案書を特定したことを書面で通知し、併せて特定されなかった提案者には、その理由を書面で通知する。

1.2 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 申込受付期間を過ぎて申込みに必要な書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類が一般書留、簡易書留及び配達記録郵便以外の方法で郵送された場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不備の記載があった場合
- (4) 「5 応募資格」を満たさなくなった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 正当な理由なく、応募者がプレゼンテーションに出席しない場合
- (7) 応募者提案の行政財産目的外使用料の額が、最低価格の額を下回っている場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、特定委員会委員長が失格であると認めた場合

1.3 協定書の締結等

- (1) 本市は、特定委員会で特定された最適提案者と協議し、設置事業者としての適格性の審査を行った上で、提案内容を反映した協定書を締結することにより、設置事業者として正式に決定する。
- (2) 最適提案者は、特定後速やかに協定書締結にむけて本市と協議し、協力すること。
- (3) 協定書締結後は、本市の指示に基づき速やかに行政財産目的外使用許可の申請をすること。
- (4) 本市は、最適提案者と協議が整わない場合又は前項の失格項目に該当した場合は、次順位の提案者と協議を行うこととする。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出書類の著作権は申込者に帰属する。ただし、岡山市が本件の報告、説明、公表等のために必要となった場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）に基づき、提出書類を公開することがあります。

1.5 申込受付場所及び問い合わせ先

岡山市東区役所 総務・地域振興課（岡山市東区役所庁舎 2階）

〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号

電話番号：(086) 944-5006（直通）

F A X：(086) 944-5080

電子メール：higashikusoumu@city.okayama.lg.jp